

第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針(仮称)素案 事前質問）

番号	区分	ページ	項目等	意見要旨	県の考え・修正案	担当課
1	1章	1	1 指針策定の趣旨 5段落目	「さらに、スマートフォンやSNSの普及に伴う、個人情報流出などのプライバシーの侵害」とは、他人の個人情報を流出させる(暴露する)ことを意味しているのか。自身で個人情報を知らないうちに流出させてしまうことを意味しているのか。 流出という他動的な言葉と、侵害という自動的な言葉が併存しているため、どのような視点をもって指針策定を進めるのかという策定の趣旨とのつながりが分かりにくくなっている。	主に他人が暴露することを意味しているが、自身で流出させることや他人が意図せず流出させてしまうことも含まれている。	人権施策推進課
2				「さらに、スマートフォンやSNSの普及に伴う、個人情報流出などのプライバシーの侵害やインターネット上のいじめ、外国人等へのヘイトスピーチ……」を ↓ 「さらに、スマートフォンやSNSの普及に伴う、個人情報流出などのプライバシーの侵害、インターネット上のいじめや誹謗中傷、外国人等へのヘイトスピーチ……」に変えたらどうか。	意見のとおり修正する。	人権施策推進課
3				「災害時における被災者への配慮不足」とはどのような意味か。県の支援が不足しているという指摘なのか、一般の市民から被災者に対して配慮を欠く行動があるという指摘なのか。	主に、行政側の配慮不足(避難所のプライバシー保護、バリアフリー、情報伝達における不備)であるが、一般の市民からや被災者間の配慮を欠く行動(いじめや差別的扱い)もある。	人権施策推進課
4		1	2 人権をめぐる国内外の取組 (1)国際社会の取組 2段落目	「大規模な自然災害さらには経済格差により……」を ↓ 「大規模な自然災害や感染症の脅威、さらには経済格差……」に変えたらどうか	感染症の脅威について、指針の巻頭挨拶に盛り込む予定であるため、現行のままとしてほしい。	人権施策推進課
5		1		「新型コロナウイルス感染症」について【総論】やあとがきでも可能な範囲で触れた方がよい。	指針の巻頭挨拶に盛り込む予定である。	人権施策推進課
6		1	2 人権をめぐる国内外の取組 (1)国際社会の取組 3段落目	「国際社会の取組」部分が分かりにくく、特に第4フェーズの記載が分かりにくい。 「人権教育のための世界計画」は、国連総会での採択だから(各フェーズは人権理事会The Human Rights Council決議)「取組を実施」「促進を進めてきました」という積極的なものではなく、方向性を宣言したというニュアンスではないのか。 国連がこのように取り組んでいるので、県としてもこうあるべきという姿勢が前面に出てしまうと、違和感がある。	国連の取組を国際社会の取組として事実を記述したものであり、県の姿勢を表したものではないが、次のとおり修正する。 「また、その終子後も、平成17(2005)年からさらに「人権教育のための世界計画」に基づく取組を実施しています。この計画では、第1フェーズ……取組を進めています。盛り込んでいます。」	人権施策推進課
7		2	2 人権をめぐる国内外の取組 (3)県の取組 5行目	「……推進してきました。啓発・教育については、県民の人権問題への関心を高め人権意識の高揚を図るため、人権啓発マトリックスを中心に積極的に進めてきました。」を ↓ 「……進めてきました。教育においては、岡山県人権教育推進プランにもとづき学校教育、社会教育における人権教育を積極的に進めてきました。」に変えたらどうか。	意見を踏まえ、 「第3章 施策の推進方策 2 人権啓発・人権教育 (1)啓発・教育のあり方」の中に人権教育推進プランに関する記述を追加することとし、この箇所については、現行のままとしてほしい。	人権施策推進課 人権教育課
8		2	2 人権をめぐる国内外の取組 (3)県の取組 4段落目	「インターネットによる人権侵害や多様な性に対する関心が高まっており」というのは、表現として違和感がある。問題意識が持たれている、高まっているということか。	次のとおり修正する。 「一方で、重要だと思える人権課題として、インターネットによる人権侵害や多様な性に対する関心が高まっており、 <u>を回答する人が増えており……</u> 」	人権施策推進課

第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針(仮称)素案 事前質問）

番号	区分	ページ	項目等	意見要旨	県の考え・修正案	担当課
9	1章	3	注釈(*4)	女子差別撤廃条約：女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を ↓ 女子差別撤廃条約：女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に変えることはできないか。	注釈は通称名である「女子差別撤廃条約」の正式な名称を記載したものであるため現行のままをしたい。	人権施策推進課
10	2章	4	1 基本的理念「共生お かやま」の実現 2段落目	「家庭や地域などのあらゆる場での自他の人権を守る意識を高め」「明るい笑顔で暮らす」というのは、県が目標として掲げすぎると、家庭への過干渉や「明るくない方」の排除にもつながりかねないため注意が必要。 (人権規定は、あくまでも、基本的には、国や県等の国家権力を縛るものであり、私人間に適用する場合には、抑制的であるべきという視点である。)	県の最上位の総合計画である新生き生きプランの記述を引用しているものである。今後、第3次生き生きプランの策定作業と並行して、この箇所の記述を検討してまいりたい。	人権施策推進課
11	3章	6	2人権啓発・人権教育 (2)様々な場での啓発・教育 ア 学校等における教育 ③ 高等教育機関における人権教育の推進 3行目	「また、学校内におけるハラスメントなどを防止するための規程や組織を設けるなどの取組が行われています。」を ↓ 「また、学校内におけるハラスメントなどを防止するための規程や組織を設けるなど組織をあげて取組が行われています。」	組織的な取組であることは文意に含んでおり、また、直前に「組織」という文言を使用していることから、現行のままをしたい。	人権施策推進課
12		6	2人権啓発・人権教育 (2)様々な場での啓発・教育 イ 家庭、地域における啓発・教育 ① 家庭における人権教育の推進 1行目	「家庭は、子どもの人権意識の基礎が培われる場であることから、」を ↓ 「家庭は、最初に行われる教育の場であり、子どもの人権意識の基礎が培われる場であることから、」に変えたらどうか。	意見のとおり修正する。	人権施策推進課 人権教育課
13		7	2人権啓発・人権教育 (2)様々な場での啓発・教育 ウ 企業等における啓発・教育 5行目	「従前から、性別等による採用選考や待遇における差別は禁止されていますが、依然として違法な差別や格差が存在しているため、国と連携して…」を ↓ 「従前から、性別等による採用選考や待遇における差別は禁止されていますが、依然として違法な差別や格差が見られることから、国と連携して…」に変えたらどうか。	意見のとおり修正する。	人権施策推進課
14		7	2人権啓発・人権教育 (2)様々な場での啓発・教育 エ 特定の職業に従事する者への研修等 ④医療、保健、福祉関係者	ドクハラ(ドクターハラスメント)について記述してはどうか。	「エ 特定の職業に従事する者への研修等 ④医療、保健、福祉関係者」に記述している、「患者の人権やプライバシーに配慮した医療が確保されるよう」に含まれており、現行のままをしたい。	人権施策推進課
15		8	注釈(*17)	職場における優位性を背景に…を ↓ 職場や学校等における優位性を背景に…に変えることはできないか。	教員間のパワー・ハラスメントについては、「職場」の中に「学校等」も含まれているため、現行のままをしたい。	人権施策推進課
16	4章 1女性	1	(2)基本方針 2段落目	「男女の人権の尊重とパートナーシップの確立」を ↓ 「男女の人権の相互尊重と対等なパートナーシップの確立」に修正できないか。	この項目については、今年度、第4次岡山県男女共同参画基本計画を改定することとしており、その際には、様々な意見を参考に策定する。その改定作業と並行して、この箇所の記述を検討してまいりたい。	男女共同参画青少年課
17		1	(2)基本方針 2段落目	「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に気づく視点」を ↓ 「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)にとらわれない視点」に修正できないか。		男女共同参画青少年課

第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針(仮称)素案 事前質問）

番号	区分	ページ	項目等	意見要旨	県の考え・修正案	担当課
18	4章 1女性	2	(3)施策の方向 イ 男女の人権が尊重される社会の構築 ① 男女間のあらゆる暴力の根絶 1行目から3行目	「暴力は・・・男性にも女性にも被害を受けている人はいますが、相談件数等が多いのは女性からで・・・」 ↓ 「相談件数等が多い」ことに言及するのは何故か。	・この項目では、女性からの相談件数が多いことから、被害件数も女性が多いのではないかと推察し、その背景にある、男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担、経済的格差など、構造的問題が存在していることを克服すべき重要な課題に位置づけている。 ・この項目については、今年度、第4次岡山県男女共同参画基本計画を改定することとしており、その改定作業と並行して、この箇所の記述を検討してまいりたい。	男女共同参画青少年課
19		2	(3)施策の方向 イ 男女の人権が尊重される社会の構築 ① 男女間のあらゆる暴力の根絶 3行目	「その背景には男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担・・・」を ↓ 「その背景には男尊女卑の社会通念、 <u>世帯単位の家父長意識</u> 、固定的な性別役割分担・・・」に修正できないか。	男女間の暴力の背景には、御指摘の「世帯単位の家父長意識」もあると理解しているが「男尊女卑の社会通念、固定的な性別役割分担、経済的格差など」という書き方で整理している。 なお、この項目については、今年度、第4次岡山県男女共同参画基本計画を改定することとしており、その改定作業と並行して、この箇所の記述を検討してまいりたい。	男女共同参画青少年課
20	4章 2子ども	5	(3)施策の方向 イ 子育て支援の推進 ② みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり 4段落目	「また、子どもに対する悪影響が懸念されるインターネットや雑誌、DVD等の有害情報から子どもを守り・・・」 ↓ 悪影響が懸念されるのが「インターネットや雑誌、DVD等の有害情報等」としているのは何故か。書籍やコミックやテレビ番組等は触れなくていいのか。	「インターネットや雑誌、DVD等」の等に書籍やコミックなどを含んでおり、代表的なものとして、「インターネットや雑誌、DVD」を挙げている。	子ども家庭課 男女共同参画青少年課 人権教育課
21		6	(3)施策の方向 ウ 人権尊重の意識を高める教育の推進 ① 学校教育の充実	「学校教育」とは、就学前(幼稚園のみ)を含むものを指している言葉と理解してよいか。	意見を踏まえ次のとおり修正し、「①学校教育の充実」の最後に以下を追加する 「就学前教育については、幼児の発達の特徴を考慮し、生命の大切さに気付かせるとともに、自分も他の人も大切にしようとする態度を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように、人権感覚の育成に重点を置いた取組を進めます。」	子ども家庭課 人権教育課
22		6	(3)施策の方向 ウ 人権尊重の意識を高める教育の推進 ② 社会教育の充実 1行目	「・・・PTAを対象とした研修会等で、 <u>人権や人権問題</u> 、子どもの自尊感情を育む子育てについての学習機会や情報提供の充実に努めます。」を ↓ 「・・・PTAを対象とした研修会等で、 <u>人権学習</u> を位置づけ、子どもの自尊感情を育む子育てについての学習機会や情報提供の充実に努めます。」に変えたらどうか。	この文章が、人権や人権問題についての学習機会や情報提供及び子育ての学習機会や情報提供の充実に努めるという主旨であるため、現行のままとしてほしい。	子ども家庭課 人権教育課
23		11		固有名詞で使用する以外は、「障害」ではなく「障がい」と表記を変えたらどうか。	・国は、法令等における「障害」の表記については、当面、「障害」を用いることとしている。 ・県においては、岡山県障害者施策推進協議会(現審議会)において議論され、条例・規則等について、ひらがな表記を適用しないこととしているため、現行のままとしてほしい。	障害福祉課
24	4章 4障害のある人	13	(3)施策の方向 エ 自立と社会参加の促進 13ページ 2行目	「合理的配慮」について、公立校と私立校では「合理的配慮」の内容に格差があるため、私立校に通う学生たちは送迎などを親に頼らざるを得ない現実があると聞く。県と学校との連携・協力で格差を埋めることはできないのか。	障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人から意思の表明があった場合において、負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を求めている。 公立校と私立校の「合理的配慮」の内容に格差があるとのことであるが、「合理的配慮」は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害のある人が現に置かれている状況を踏まえ、双方の対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応されるものと考えられる。	障害福祉課

第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針(仮称)素案 事前質問）

番号	区分	ページ	項目等	意見要旨	県の考え・修正案	担当課
25	4章 4障害のある人	13		障害者の消費者被害の観点から、その支援については記載しないのか。	意見を踏まえ次のとおり修正する。 13ページ11行目～ 「さらに、障害のある人が安心して生活できるよう、障害者権利擁護センターや障害者差別解消相談センター等の相談窓口を設置し、障害者の権利擁護の促進、障害者差別の解消の推進等に取り組みます。また、障害のある人が安全安心な消費生活を送れるよう、障害の特性に配慮した消費者教育の提供、支援機関等とのネットワークづくりによる支援に取り組みます。」	障害福祉課 くらし安全安心課
26				鳥取県を始め、県内でも高梁市・岡山市・瀬戸内市・井原市・笠岡市・里庄町・浅口市・津山市・美咲町・美作市で制定された「手話条例」についてどこかに入れることはできないか。 岡山県でも取り組んでほしい。	聴覚障害のある方々の障害の状況は様々であり、支援ニーズも異なることから、県では、従前から、福祉のまちづくり条例に基づき、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣など、当事者のニーズに沿った支援とともに、障害特性への理解の促進に取り組んでいるところである。 このため、新たな条例の制定は考えていないが、引き続き、障害のある人が、それぞれの状況に応じた意思疎通の手段を選択できるよう、取組を進めていく。	障害福祉課
27	4章 5同和問題	14	(1)現状と課題 1行目	「同和問題は、憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題として、その解決に向けて諸施策が展開されてきました。」を ↓ 「同和問題の解消は、憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題として、その解決に向けて諸施策が展開されてきました。」に変えたらどうか。	「解消」を追加すると、後続の記述が「同和問題の解消の解決」となるため、現行のままとしてほしい。	人権施策推進課
28	4章 7ハンセン病問題			「優生保護法」のもと、「障害のある人」にも共通して行われた「強制不妊手術」(中絶や断種)が人権を著しく侵害したことが裁判などで次々と明るみに出ている。忘れてはならない悲しい歴史を記述し、二度と繰り返さないための教育が必要ではないか。	県ではホームページやリーフレットなどにより、県民がハンセン病問題を正しく理解してもらえるように、周知を行っているところであり、このようなことが繰り返されないよう、引き続き様々な活動を行ってまいりたい。	健康推進課
29		21	(3)施策の方向 ア 偏見・差別解消のための啓発の実施	文末に、「また、他の疾患で類似の偏見・差別が生じることの無いよう、啓発においてはハンセン病問題の本質を理解できる内容とするよう努めます。」を追加してはどうか。	現行のままとしてほしい。 県では、リーフレットや小冊子、講演会などを行い、ハンセン病について正しく理解してもらえるよう事業を行っており、今後、更に工夫しながら、問題の本質も伝えられるよう事業を行ってまいりたい。	健康推進課
30	8患者等	23	(3)施策の方向 【その他の疾病等】 ア 正しい知識の普及・啓発 2行目	「疾病に関する知識不足から」を「疾病に関する知識不足や偏見から」としてはどうか。	御指摘の部分は、患者等に対する偏見や差別の原因を記載している記述のことから、現行のままとしてほしい。	健康推進課
31	4章 9インターネットによる人権侵害	25	(1)現状と課題 2段落目	「近年、インターネットを介しての大量の個人情報流出するなどの事件が多発しており、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を平穩に過ごすためプライバシーの保護は必要不可欠です。」を ↓ 「近年、インターネットを介して大量の個人情報流出するなどの事件が多発しています。その背景には、情報通信機器の幅広い年齢層への急速な普及に伴い、様々な個人情報がネットを介して簡単にやりとりされるという社会の変革があります。そのような社会変革の中で、個人の私的な生活を他人の干渉から守り、日常生活を平穩に過ごすためプライバシーの保護は今まで以上に対応が迫られています。」に変えたらどうか。	意見のとおり修正する。	情報政策課 人権施策推進課

第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針(仮称)素案 事前質問）

番号	区分	ページ	項目等	意見要旨	県の考え・修正案	担当課
32		25	(1)現状と課題 5段落目 3行目	「インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流布等のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が特に <u>青少年</u> において高まっています。」を ↓ 「インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流布等のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が特に <u>若年層</u> において高まっています。」に変えたらどうか。 青少年に限らず大人社会にも存在していることから年齢層を広めたらと思う。	意見を踏まえ、「青少年を含む若年層」に修正する。	情報政策課 男女共同参画青少年課 人権教育課 人権施策推進課
33		25	(1)現状と課題 5段落目	「しかしながら、スマートフォンや携帯電話等でのSNSや無料通信アプリ、ブログ、プロフ、動画共有サイトなどの利用に伴い、インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流布等のトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が特に青少年において高まっています。」を ↓ 「しかしながら、スマートフォンや携帯電話等の急速な普及や、タブレットやゲーム機等の情報通信機器から簡単にネットに接続することが可能になったことと、それらの機器から利用できるSNS、無料通話アプリ、ブログ、動画共有サイト、オンラインゲームなどのサービスの拡充に伴い、インターネット上のいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出等のトラブルや犯罪に巻き込まれたり引き起こしたりする危険性が特に青少年において高まっています。 SNSでの出会いをきっかけに連れ去り事件が起きたり、インターネットの匿名性から過激な言葉が投げかけられ、重大な結果を招くケースが生じたりしています。」に変えたらどうか。	意見のとおり修正するが、下線部分は次のとおり修正する。 「重大な結果を招くケースが」 → 「重大な事態を招くケースが」	情報政策課 男女共同参画青少年課 人権教育課
34	4章 9インターネットによる人権侵害	25	(1)現状と課題 6段落目	「さらに、SNS等の匿名性から過激な言葉が投げかけられ、重大な結果を招くケースも生じています。」は、唐突なので、一つ前の段落に入れた方がよい。また、過去5年間の事件を考えるとSNSでの誹謗中傷だけを取り上げるのはアンバランス。ここに、次のように加えたらどうか。 ↓ 「また、タブレットやゲーム機等の利用については保護者自身が十分に危険性等について認識し適切な対応が求められています。」	意見のとおり修正する。	情報政策課 男女共同参画青少年課 人権教育課
35		25	(2)基本方針	「事業者」や「携帯電話事業者」はケータイショップのことか。	「事業者等」は、いわゆるケータイショップだけでなく、携帯電話事業者(NTTドコモ、KDDIなど、キャリアと呼ばれる通信事業者)やインターネットカフェなども含む。「携帯電話事業者」は、NTTドコモやKDDIなど、キャリアと呼ばれる通信事業者をいう。	情報政策課 男女共同参画青少年課 人権教育課
36		26	(3)施策の方向 イ「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動 1行目から2行目	「いじめ、依存症や犯罪被害等の諸問題」に健康被害も入れてはどうか。	意見を踏まえ、 「いじめ、依存症等の健康被害や犯罪被害等の諸問題」に修正する。	情報政策課 男女共同参画青少年課 人権教育課
37		26	(3)施策の方向 イ「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動	2014年の「午後9時ルール」は現在どのような取り扱いになっているのか。	現在は、「午後9時」に限定することなく、まずは「家庭でのルールづくり」をPTAや市町村教育委員会と連携しながら、小中学生と保護者に働きかけているところである。	情報政策課 人権教育課

第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針(仮称)素案 事前質問）

番号	区分	ページ	項目等	意見要旨	県の考え・修正案	担当課
38	4章 9イン ターネッ トによる 人権侵 害	26	注釈	「SNS」 SNSについては、トラブルの温床のため、注釈を入れた方がいいのではないか。	第1章にもSNSについては触れており、そこで注釈をいれているため、ここでは割愛している。	情報政策課 人権施策推進課
39		26	注釈	「動画共有サイト」 ユーチューブだけでなく、様々な動画サービスが増えていて、トラブルも増えているので注釈を加えた方がいい。	意見を踏まえ次のとおり「動画共有サイト」の注釈を追記する。 「インターネットのサーバー上にアップした動画を視聴できるサイト」	情報政策課 人権施策推進課
40		26	注釈	「オンラインゲーム」 小学生の低学年から利用が増えていて、ゲームがきっかけでのトラブルも増えているため注釈を加えた方がいい。	意見を踏まえ次のとおり「オンラインゲーム」の注釈を追記する。 「インターネットなどのネットワークに接続してプレイするゲームの総称」	情報政策課 人権施策推進課
41		26	注釈(*43)	「リテラシーとは本来、文字を読み書きする能力のこと。近年では「情報」や「IT」等と組み合わせ、その分野における知識、教養、能力を表す」 ↓ 「その分野における知識、教養、能力」というのはあまり聞いたことがない。それよりはむしろ、情報収集や情報の活用、情報発信などの能力のことに触れた方がいいのではないか。	次のとおり「情報リテラシー」の注釈を修正する。 「リテラシーとは本来、文字を読み書きする能力のこと。「情報」や「IT」等と組み合わせ、各種の情報源を適切に利用し、大量の情報の中から必要な情報を収集・整理して活用するための能力を表す。」	情報政策課
42	4章 犯罪被 害者等	27	第3段落(3)	「犯罪被害者等が、その被害についての刑事手続きへ適切に関与することができるよう取り組みます。」を、 ↓ 「犯罪被害者が、その被害についての刑事手続きに適切に関与することができるよう、 <u>犯罪被害者支援を行う弁護士、民間支援団体等のサポートを実質的に受けることができるよう</u> に取り組みます。」とするのが望ましいのではないか。	次のとおり修正する。 「犯罪被害者等が、その被害についての刑事手続きに適切に関与することができるよう、関係機関や制度等に関する情報提供などに取り組みます。」	くらし安全安心課
43		27		【犯罪被害者】の項と【刑を終えて出所した人】の項が、同じ「10様々な人権をめぐる問題」の中に位置づけられていることに強い違和感がある。 「刑を終えて出所する人」の項を削除するか「犯罪被害者等」の項を「10様々な人権をめぐる問題」の項の1つとして掲げるのではなく、個別項目として掲げるべきではないか。	国の人権教育・啓発に関する基本計画では、各人権課題に対する取組の中で「犯罪被害者等」と「刑を終えて出所した人」が記載されている。 量刑を終え社会復帰したのであれば社会の一員として生きる権利はあり、差別偏見なく円滑に生活をおくれるよう配慮すべきと考えており、現行のままをしたい。	くらし安全安心課 人権施策推進課
44	4章 被災者	28	7行目	「正しい理解と認識を深める啓発・教育」とあるが、誰に対する啓発・教育なのか。大規模災害での被災者についての人権救済は、個人の力で復興できない部分について、十分な支援を実施するという事ではないか。	避難所の運営の中心となる市町村職員を含むすべての県民に対する啓発であり、次のとおり修正する。 「今後、南海トラフ地震や断層型地震、集中豪雨の多発や台風の大型化に伴う大規模風水害の発生が懸念されている現状を踏まえ、市町村と連携し、災害時において情報を正しく見極め、被災者の置かれた状況に応じて適切な行動できるよう、 <u>た支援に努めるとともに被災者をめぐる人権問題について、正しい理解と認識を深める啓発・教育等の取組を推進します。</u> 」	人権施策推進課

第49回岡山県人権政策審議会（第5次岡山県人権政策推進指針(仮称)素案 事前質問）

番号	区分	ページ	項目等	意見要旨	県の考え・修正案	担当課
45	4章 消費者被害、中国 残留邦人 とその家 族、拉致 問題等	29		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害と中国残留邦人をまとめるのは、違和感がある。 ・消費者の権利保護と中国残留邦人の自立支援は、並列にされるものではないと思う。 ・消費者の権利保護のためには、企業に対する規制という視点も必要になるかと思う。 ・中国残留邦人に対しては、自立支援という社会権的視点のため、別枠とするか、消費者被害を削除した方がよいのではないか。 	<p>【消費者被害、中国残留邦人とその家族、拉致問題等】 「消費者としての権利を守り、中国残留邦人等の自立促進と生活の安定を図ります。また……」を ↓</p> <p>【中国残留邦人とその家族、拉致問題等】 「帰国した中国残留邦人の自立を促進し、生活の安定を図ります。また……」に修正する。</p> <p>P.6 「2子ども(3)施策の方向 ウ人権尊重の意識を高める教育の推進 ①学校教育の充実」に「さらに、児童生徒の発達段階に応じた消費者教育を推進します。」を追加する。</p>	人権施策推進課
46		29	<p>「消費者としての権利を守り、中国残留邦人等の自立促進と生活の安定を図ります。」 ↓ まったく別のことを一つの文章としてまとめるのは、わかりにくい。</p>			
47		29	<p>【消費者被害、中国残留邦人とその家族、拉致問題等】を ↓ 【消費者被害、中国残留邦人とその家族、拉致問題、人身取引、アイヌ問題等】に変えたらどうか。</p>			